

高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○	高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）	1
○	高速自動車国道法施行令（昭和三十一年政令第二百五号）	1
○	国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十一年法律第六十八号）	2
○	国土開発幹線自動車道建設法施行令（昭和三十一年政令第二百五十一号）	2

○ 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）

（整備計画）

第五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定により高速自動車国道の路線が指定された場合においては、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の整備計画のうち、国土開発幹線自動車道に係るものについては、国土開発幹線自動車道建設法第五条第一項の規定により決定された基本計画に基づき定めなければならない。

3 国土交通大臣は、高速自動車国道の改築をしようとする場合においては、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、政令で定める事項について会議の議を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第一項又は第三項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、当該指定都市）の意見を聴かなければならない。

○ 高速自動車国道法施行令（昭和三十一年政令第二百五号）（抄）

（整備計画）

第二条 法第五条第一項の整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 経過する市町村名（経過地を明らかにするため特に必要があるときは、当該市町村内の経過地の名称とすること。）

二 車線数（区間により異なるときは、区間ごとに明らかにすること。）

三 設計速度（区間により異なるときは、区間ごとに明らかにすること。）

四 連結位置及び連結予定施設

五 工事に要する費用の概算額

六 その他必要な事項

2 法第五条第三項の整備計画には、前項に掲げる事項で当該改築に係るものを定めなければならない。

3 第一項又は前項の整備計画は、必要があるときは、新設又は改築する高速自動車国道の区間を分けて定めることができる。

4 法第五条第四項の政令で定める事項は、第一項第一号から第五号までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項にあつては、国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十一年法律第六十八号）第五条第一項に規定する建設線の国土開発幹線自動車道建設法施行令（昭和三十一年政令第五百一十号）第一条第五号の連結地に係るものに限る。）とする。

○国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十三年法律第六十八号）（抄）

（建設線の基本計画）

- 第五条 国土交通大臣は、高速自動車交通の需要の充足、国土の普遍的開発の地域的な重点指向その他国土開発幹線自動車道の効率的な建設をはかるため必要な事項を考慮し、国土開発幹線自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線（以下「建設線」という。）の建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を立案し、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、これを決定しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により建設線の基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。
- 3 前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、国の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。
- 4 前項の規定による意見の申出があつたときは、国の行政機関の長は、これをしんじやくして、必要な措置を採らなければならない。

○国土開発幹線自動車道建設法施行令（昭和三十三年政令第五百五十一号）（抄）

（公表事項）

第一条 国土開発幹線自動車道建設法（以下「法」という。）第五条第二項の規定による建設線の基本計画の公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 建設線の区間
- 二 建設線の主たる経過地
- 三 標準車線数
- 四 設計速度
- 五 道路等との主たる連結地
- 六 建設主体